

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2015 年 4 月 21 日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 060-0002
住 所
札幌市中央区北2条西7丁目

電 話 番 号 011-251-3897

評 価 機 関 名 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

認 証 番 号 北海道 第15-004号

代 表 者 氏 名 会長 長瀬 清



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	原 正 己	組織	第0233号
	(2)	坂 本 豊	福祉	第0093号
	(3)	山崎 美智子	総合	第0150号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	札幌保育所			
設置者名称	公益財団法人鉄道弘済会			
運営者(指定管理者)名称	同 上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2014 年 10 月 20 日	~	2015 年 4 月 21 日	
利用者調査実施時期	2014 年 10 月 20 日	~	2015 年 1 月 8 日	
訪問調査日	2015 年 2 月 20 日			
評価合議日	2015 年 3 月 27 日			
評価結果報告日	2015 年 4 月 21 日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無 <input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし				
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

北海道社会福祉協議会

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称：公益財団法人 鉄道弘済会

代表者氏名：会長 佐々木 信幸

所在地：〒102-0083 東京都千代田区麹町5-1

TEL 03-5276-0311

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

○地域との連携について

「地域あつての保育所」という考え方が職員全体に浸透し、行事などの事業計画に反映されています。買い物体験や餅つきなど地域住民と触れ合う機会を重視し、地域住民の声に常に耳を傾け、町内会活動への参加や防犯への取り組みなども継続しています。また、中学校との連携強化など、常に現状を評価して新たな課題に取り組もうという姿勢も感じられます。施設機能の地域還元や社会貢献が求められている現在、地域とともに進もうという姿勢は高く評価できます。

○グループ制による保育の質の向上について

園では「安全管理」「子どもの発達援助」「保育環境」「安全・事故防止」「プライバシー保護」の5つのグループが職員によって組織され、日々の保育の実践における感染症予防や発生時の安全確保、危機管理体制などが、月1回自己評価されています。グループ単独での取り組みとともに、保育の質全体に係るケースでは部門横断的に複数のグループで評価を行い、園の最終決定会議である運営会議に報告され、職員全員の共有化が図られています。子どもが安心して保育サービスを受けることができるように、最善の保育の実践を念頭に置きPDCAサイクルを常に踏まえた取り組みは評価に値します。

○就学に向けた取り組みについて

年長児の就学に向けて、指導計画に基づき保育を行っています。成長過程などについて保護者との連携を密にして一人ひとりに対応しています。地域の小学校・保育園・幼稚園と2年前から連携推進協議会を通し交流しています。また、保育所児童保育要録を作成し、入学予定の小学校に直接出向き懇談を行っています。隣接する小学校の学習発表会や運動会、総合学習で一緒に遊ぶなど学校行事に参加し、小学生と楽しい時間を過ごせる機会を作っています。就学前の子どもの育ちをそれ以降の生活や学びにつなげていくことは大切なことで、高く評価します。

○保護者との共通理解を得るための方法について

年度初めに、父母の会総会において保育内容説明会を開催しています。また、保護者との対話の場として「子育てQQサロン」を設け、隠れがちなニーズを掘り起こす仕組みを作り、具体的な取り組みに活かしています。保護者へは子どもの発達や育児、保育の意図やお知らせを伝えるとともに、保護者からは意見や要望を聞き、相互理解のための話し合いを行っています。クラス懇談会、保育参加日も実施し、親子で給食を食べたり遊びに参加したりして、子どもの発達や姿を共有できる機会を設けていることは評価します。

◇改善を求められる点

○職員個々の育成計画の策定について

職種別・経験別に研修計画を立て、年2回の職員面談において自己評価と振り返りを行うなど、一定の職員育成の仕組みは作られています。しかし、職員個々の育成計画には至っていません。公益財団法人化に伴い、新たな中期計画の策定とそれに基づく事業方針や保育目標が整理される中で、求められる職員像を明確にし、その到達に向けて職員個々の意欲や資質、習熟度に合わせた職員ごとの育成計画の策定が望まれます。本保育所の人材育成への姿勢を考慮すると、十分実現可能であると思われ、その取り組みを期待します。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

札幌保育所は地域のみなさまに支えられ、60年以上親しまれてきました。公益財団法人として保育所だけではなく地域のためにできること、還元できることをこれからも職員全員で取り組みます。

子どものすこやかな成長を保育所・小学校・中学校・地域全体で連携をはかり支援を続けていきたいと思えます。

保育の質の向上に向け、研修だけでなく職員1人ひとりの個別カリキュラム設定など改善につとめ、これまで以上に“親しまれる保育所”を目指していく所存です。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 26 年 12 月 8 日

経営主体 (法人名)	公益財団法人 鉄道弘済会		
事業所名 (施設名)	札幌保育所	事業種別	保育所
所在地	〒 060-0051 札幌市中央区南1条東7丁目2-15		
電話	011-251-1555		
FAX	011-804-0661		
E-mail	sapporokousai-ho@kousaikai.or.jp		
URL	http://www.kousaikai.or.jp/sukoyaka/sapporo/		
施設長氏名	瀬戸 幸光		
調査対応ご担当者	瀬戸 幸光 増田由貴子 (所属、職名：所長 主任)		
利用定員	60名	開設年	昭和 28 年 2 月 1 日
<p>理念・基本方針：私たち鉄道弘済会は、昭和7年（1932年）に国鉄関連の福祉財団として発足して以来、長年にわたり社会の福祉ニーズに幅広く応える事業を展開してきました。これまで培ってきた経験、知識、技能をもとに、今後さらに持続的、専門的、先駆的な取り組みに努め「福祉の鉄道弘済会」として、明るい社会の実現に貢献します。</p> <p>保育理念： 一人ひとりの子どもを大切に、保護者や地域社会から信頼され、選ばれる保育所をめざす。</p> <p>保育方針： ●子ども達の最善の利益を考え、たくましく生きる力を育む。 ●職員の専門性を高め、環境を整え、子ども達の豊かな人間性と健全な心身の発達を目指す。 ●専門機関と連携をとりながら保護者を支援し地域に根ざした子育て支援を行う。</p>			
開所時間 (通所施設のみ)	7時00分～19時00分		

【当該事業に併設して行っている事業】

【利用者の状況に関する事項】（平成26年12月8日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
1名	3名	5名	13名	7名	14名
5歳児	6歳児	合 計			
8名	9名	60名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】 (平成26年12月8日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員	主任保育士	
常勤	19名	1名	名	1名	名
非常勤	2名	名	名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	14名	名	名
非常勤	名	名	名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	1名	名	2名	名	名
非常勤	名	名	名	2名	名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	15名 (名)
	名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積			m ²
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年	
(4) 改築年	平成	年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	1 F 237.07m ² 2 F 244.10m ²		
(2) 園庭面積	800.16m ²		
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園(300平米ぐらい)に行って外遊びを行っている。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	昭和	27年	
(5) 改築年	平成	2年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別(該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制		
(2) 建物面積			m ²
(3) 敷地面積			m ²
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年	
(6) 改築年	平成	2年	

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 26 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

24 人

・ボランティアの業務

雪割り・園庭整備・絵本修理
人形劇・紙芝居のよみきかせ
親子クッキングお手伝いの学生ボランティア
やきいも、お餅つき、食育活動（鮭）のお手伝い

【実習生の受け入れ】

・平成 26 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 6 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

【その他特記事項】

評価細目の第三者評価結果（保育所）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	法人全体の理念・基本方針を踏まえた保育所独自の保育理念を定め、施設内への掲示やホームページ・パンフレットに掲載している。また、入園説明会や利用者組織である「父母の会」会合などの際に、理念に基づく保育目標などについて具体的に周知を図っている。

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	社会福祉事業全体の動きについては、法人内部研修・外部研修などで把握し、小・中学校や地域との連携、区保育所園長会などの機会を通じて、事業経営をとりまく環境についての情報収集、把握を行っている。また、法人本部とのオンラインによる財務管理システムから、年度内の予算執行状況等を随時把握し、必要となる経費の試算とあわせて分析し、効率的な経営に努めている。
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a	職員会議（保育士会議・運営会議など）において事業計画の振り返りを進め、課題を明確にする中で、法人全体の業務点検・改善プロジェクトである「GoGoKAIZEN」などにおいて具体的に取り組んでおり、職員のコスト意識や経営意識の向上に結びついている。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	公益財団法人化に伴い、法人全体の新たな中期計画が新年度から開始される予定であり、法人内の会議などで現場としての意見を伝え、次期計画への反映に努めている。法人の中期計画を受けて、保育所としての課題を踏まえた中期的目標を明確化し、職員全体で取り組んでいる。
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	保育所としての単年度の事業計画は法人の中期計画に基づき、地域の状況や利用者ニーズ、保育実践上の課題などを踏まえて、具体的な目標を明確にしつつ策定されている。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	職員会議などで課題を明確にし、事業計画の策定及び振り返り、改善事項の検討を組織的に行う中で、食育活動の推進、地域連携の強化などの具体的な取り組みに結びついている。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	事業計画内容は父母の会の各種会議、会報などで利用者への周知を図るとともに、多くの行事について父母の会との共催の形により実施している。会合の際は職員も参画し、意見の集約を進めている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	法人全体で定期的に第三者評価を受審している。また、毎日の朝礼に始まり、保育士会議（毎月）や運営会議（隔月）の定例開催などを通じて、組織的にサービス実践上の課題や対応を協議し、具体的な取り組みに結びつけている。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	計画的に受審している第三者評価結果や、事業計画の振り返りなどに基づいて改善すべき課題を整理し、必要度や内容に応じて「GoGoKAIZEN」の仕組みにより法人本部に提言するなど、改善を実現していく取り組みが継続して実践されている。

評価対象II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	管理規程に明文化するとともに、不在時における権限委任や災害発生時の対応についても明確なものとなっている。各種会議で自らの役割と責任を表明し、改善事項の提案には細かくアドバイスをを行うなど、職員との信頼関係のもとにリーダーシップを発揮している。
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	法人としてのコンプライアンス規程が整備され、本部での研修や本部職員が保育所に対して説明するなどの機会を通じ、職員への理解促進を図っている。また、区保育所園長会議、市行政主催会議などからの法令関係の事項については、会議記録書や職員会議を通じて伝達されている。
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	毎朝の朝礼や職員会議において現状及び課題を常に収集し、食育や緊急時対応などの重点課題への対応に率先して取り組むとともに、「GoGoKAIZEN」の仕組みにより法人本部に提言する際に、内容についての評価、アドバイスをを行うなど、管理者としての指導力を発揮している。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	法人全体の経理システムを通じて、保育所としての経営状況の把握・分析を行い、年度内の効率的な予算執行管理を進めている。さらに、職員や利用者の意見を取り入れる中で、改善が必要な事項については職員会議で共有し、具体的な取り組み（児童書の整備・防犯体制の整備）に結びつけるなど、指導力を発揮している。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	法人本部における人材確保の基本方針に基づく職員採用計画により職員配置を実施している。職種に応じた専門資格の取得促進は保育方針などに明記されている。支部である保育所ではアルバイトの採用権限があり、事業計画に基づく計画的な採用・配置を進めている。

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	法人として人事考課制度を導入し、管理者は考課者研修を通じて評価者としての資質を高めている。職員の半年間の振り返りと自己評価をもとに面談を年2回実施し、職員の業務意欲の向上や改善点の指導に努めている。
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	毎朝の朝礼や定例会議などにおいて、職員の就業状況の把握や、相談できる雰囲気作りに努めている。特に採用後1ヶ月間は、主任保育士との交換ノートに記載することにより、早期に職場に慣れていくための環境を整えるなど、働きやすい職場作りに配慮している。
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	職種や経験年数に応じた保育所としての年間の研修計画が立案されている。27年度からの新中期計画や保育方針と連動した「保育士（保育所職員）としてあるべき姿」を明確にしたうえで、そこに向けた職員一人ひとりの目標設定と研修計画の策定を期待したい。
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	職種や経験年数に応じた年間の研修計画に基づき受講し、研修受講者は受講レポートの作成、報告書の回付や職員会議での報告などにより全体で内容の共有を図っている。受講歴を管理し、翌年度の研修計画に反映させている。
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	職種や経験年数に応じた内部・外部の研修計画に加えて、職員個人の目標設定に基づいた個別のカリキュラムの設定と、研修成果を評価し必要に応じて改善していくなどの職員育成システムの確立が期待される。
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生受入のマニュアルが整備され、受け入れの意義や基本姿勢について明文化している。受け入れにあたっては実習担当者を配置し、職種特性に配慮したプログラムを準備して、十分なオリエンテーションを行ったうえで進めている。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	法人及び保育所の理念や保育方針はホームページやパンフレットに掲載されるとともに、財務諸表は法人本部のホームページ上に適切に公開されている。第三者評価を計画的に受審し、受審結果は保育所ごとに公開されている。
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	法人本部における外部監査を受け、保育所としては本部職員による内部検査（年2回）や出納検査（隔年）実施するほか、年1回の運営状況自主点検が義務づけられている。適正な運営に関するチェック体制の構築や改善が組織として図られている。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	園児の社会体験と地域交流をねらいとした「買い物体験」や、餅つき会、太鼓講習会など町内会との共同行事が定期的に行われている。また、環境美化などの町内会活動に職員が進んで参画するなど、地域貢献の姿勢とともに積極的な交流や働きかけが行われている。
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティアマニュアルが整備され、受け入れの意義、基本姿勢が明文化されている。受け入れに際しては担当者を配置して十分なオリエンテーションを行い、ボランティア教育を進める学校側との連携の中で、活動プログラムを策定している。
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	関係機関については機能別にリスト化され、必要な場面で連絡が取れるようになっている。町内会や小中学校、行政・保健センターとの定例的な連絡会議出席のほか、区保育所園長会に管理者が参加している。また、幼稚園・保育所・小学校連絡協議会が組織されており、主任保育士が定例的に参加するなど、地域の社会資源との連携が密に図られている。
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	Ⅱ-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a	保育所主催の太鼓講習に町内会（地域住民）が参加したり、食育活動からレシピを提供したりしている。また、「子育てQQサロン」での話し合いをきっかけに鮭の調理実習などが企画・実施されるなど、保育所事業から生まれた様々な機能や情報を地域に還元する取り組みが図られている。
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	町内会や民生委員児童委員協議会への参加を通じて連携強化や地域ニーズの把握に努め、不審者情報への対応として防犯カメラの設置や夜間照明の実施などに具体的に取り組んでいる。講座などの行事企画も地域ニーズを踏まえて立案されている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	法人の保育所全体の基本理念である「一人ひとりの子どもを大切にし、保護者や地域社会から信頼され、選ばれる保育所をめざす。」の実践のため、各種会議などで意見交換をして、職員全員の共有に努めている。園の保育課程には「人権尊重～職員は保育の営みが子どもの人権を守るために法的・制度的に裏付けられていることを認識し、理解する。」と掲げられているとともに、市内の虐待関連施設から講師を招き研修を行うなど、基本的人権の配慮について、必要な対応を図っている。
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	法人の規程としてプライバシー保護マニュアルを整備し、職員会議などで周知され、職員は日々の保育の実践に活かしている。児童虐待に係るマニュアルも整備され、職員会議などでその対応が周知されている。しかし、プライバシー保護マニュアルの内容は、個人情報保護規程の要素が見受けられたので、一定の線引きが望まれる。また園では、ブログなどインターネットを使った情報発信の普及に伴い、保護者とプライバシー保護の意識を共有する必要性を認識している。今後、保護者に対しても父母の会やクラス別懇談会などの機会を通じて、プライバシー保護を周知するなど、より保育所と保護者が同じ方向を目指す取り組みに期待したい。さらに、権利擁護推進の観点から、園児を辱める暴力や言葉遣いが発生した場合の対応マニュアルの作成にも取り組むことを期待する。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	園のHPやパンフレットはわかりやすく閲覧が可能であり、パンフレットについては園の目指す方向や様子が具体的にイメージができるように編集されている。見学希望は、園ができる範囲で保護者の意向に沿う時間で柔軟に対応している。また、園をより保護者に知ってもらうために、保護者の1日保育士体験を検討している。
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	入園説明会や、入園後の父母の会総会、役員会、園便りで細やかに説明がされている。保護者への事前アンケートにおいても、パンフレットを用いての説明や1日の出来事について細やかに伝えられていることなどの記載が多くあり、園として理解しやすい配慮を日々の保育の中で実践していることが伺える。
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	保健センターとの連携を密にして、不安を払拭し不利益にならないよう配慮している。また、転園先の子どもの入園パーティーに参加して交流し、情報を引き継いでいるほか、園で開催するバザーや運動会のお知らせなどを適宜送付している。運動会には卒園生を招待し、卒園生が参加する種目も用意されているなどサービスの継続性に配慮した対応を行っている。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a クラス担当が年1回のクラス懇談会、個人面談で保護者の意向を把握するとともに、保護者で組織されている父母の会総会などには職員全員が参加し、日常的な実践の場面での満足度の向上に繋げている。また、法人の保育所で唯一、札幌保育所の取り組みとして年2回以上行っている対話サロン「子育てQQサロン」では、4~5人程度の保護者が参加して肩肘を張らずに自由に意見を述べる事ができる。そこでの意見は、所長をはじめ職員の「新たな気づき」に繋がっており、更なる拡充・継続に大きな期待が持てる取り組みとなっている。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a 苦情解決の仕組みについては、苦情解決委員会の誰がどのような機能を持ち、苦情解決をするのかが玄関に掲示されている。また、意見箱としての「リクエストぼすと」が設置されており、苦情解決について父母の会総会において保護者に説明・周知を図っている。さらに実際にあった苦情については、公表しフィードバックを行っている。
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a 意見箱として「リクエストぼすと」を廊下に設置している。事務室からは容易に見えない場所に設置されており、保護者の投函しやすさに配慮されている。保育所ではクラス懇談会や父母の会、子育てQQサロンのほか、送迎時あるいは日々の保護者との雑談の中でも意向の把握に努めることを心掛け、運営会議にて反映させている。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b 定期的に行っている運営会議で方向性を定めるとともに、保護者からの相談や意見には、クラス担任によって所長・主任に対して報告がなされている。所長は相談や意見に対し、迅速に回答している。今後、相談や意見を受けた際に職員全員で共有することは勿論のこと、第一段階でそれを受けた職員が所長や主任・クラス担任など、どのレベルまで報告するのか、あるいは保育所で検討し保護者に回答する場合、誰が口答・文書で行うかなど対応マニュアルの作成に取り組み、よりサービスの向上に活かされることを期待する。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a 保育所のリスク分析・検討については、法人にリスクマネジメント委員会が設置され、危機管理体制の充実を図っている。また、保育所には職員で組織される「安全・事故防止グループ」があり、事故の事例検討や職員研修を行っている。園庭の遊具は春と冬の2回点検があり、滑り台の手すりの修復をはじめ、法人の機能の一つである「GOGO KAI ZEN」で園児の遊び方や本の陳列の仕方などの改善も行われている。

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染症予防や発生時における安全確保については、感染症マニュアルや健康管理マニュアル、衛生管理チェックリストが整備され、安全や環境に係るケースにより、職員で組織される「安全管理」、「子どもの発達援助・健康管理」、「保育環境」、「安全・事故防止」の各グループが部門横断的に自己評価を行い、保育士会議や運営会議で報告し、職員全体で共有する仕組みがある。日々の感染症対策については、各クラス温度・湿度チェック表やトイレ衛生チェックが行われているとともに、保護者に対しては掲示板への貼り出しや便り等で周知されている。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	緊急連絡体制や自衛消防隊が組織されるとともに、地震発生時や火災マニュアルが整備されている。特に保育所が河川敷に近いという立地条件のため、水害マニュアルが策定されている。また、災害時の避難経路、連絡先が定められるとともに、朝・給食中・午睡時などの保育場面ごとに災害が発生した場合を想定し、職員の動きや備蓄品の持出しなども定められている。防災訓練は毎月、地震・火災・水害など多岐に渡る災害を想定した訓練が行われている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	標準的な実施方法は、その手順書として「保育課程」や「新人教育マニュアル」が、プライバシー保護や権利擁護に関わる姿勢を踏まえて、整備されている。「保育課程」は未満児や4・5歳児あるいは異年齢など標準的なサービスの基準となるポイントが明文化されている。新人保育士への教育は、新人教育マニュアルに基づいて行われ、入所してから一定期間は、主任保育士が交換日記を通して悩みや疑問に対応している。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	標準的な実施方法は、保育士会議や食育会議を通して毎月見直し、変更や改善がなされている。離乳食会議では、野菜の切り方や大きさも検討された経過がある。保護者の意向の把握については、個人懇談会やクラス別懇談会などで意見交換し、それを運営会議などで具体的に検討する仕組みができています。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	定められた様式と手順に従い、入所時にアセスメントを行っている。またクラス担任が園児の嗜好を把握し、個人面談などで情報を確認した後、内容は適切に検討・変更されている。日々の園児の状況はチームケアの視点から、クラス担当や栄養士が朝礼に出席して報告しあうとともに、運営会議で把握がされている。また、気になる子へのアセスメントについては市の相談員から助言を受け、発達支援センターと連携を行っている。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	各グループ会議での自己評価や保育士・食育・運営等の部門横断的な会議で評価を行うとともに週単位での微細な見直しや年度ごとの見直しを行い、次年度の指導計画をはじめとした計画に反映させている。反省点や見直しが必要とされる事項については、所長による「いつまでに、どのように直すのか」という追跡確認も徹底されている。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a 日々の園児一人ひとりの情報は、クラス担当や栄養士などが参加する朝礼で共有が図られるとともに、各クラスにある連絡ノートに記載され、遅出の職員に確実に引き継ぎがなされている。また、各種会議で職員全員が情報を共有している。3年後、5年後の未来に渡り人を育てることを考え、統一された様式を基に子どもの様子が記録されている。記録内容や書き方に差異が発生しないよう主任が指導を行っている。
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a 「個人情報取扱規程」や「利用者に関する記録についてのマニュアル」、「文書等管理規程」、「情報公開規程」などが整備され、記録の管理体制を徹底するとともに、保護者への説明も行っている。また、データ管理については、法人共通冊子である「従業員パソコン使用ハンドブック」を基に法人のサーバーで管理され、職員はパスワードを用いて、園児一人ひとりの情報を共有している。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a	保育課程は保育指針、法人の保育理念の趣旨を捉え、基本方針に基づき子どもの背景や発達過程を踏まえて編成している。年度初めに父母の会総会・保育内容説明会を開き、保護者の意見や要望を聞いている。開設62年目を迎え、地域住民との交流が盛んに行われ地域の実態を把握している。全職員で定期的に評価し、保育課程の編成は評価に基づき毎年度末に見直して改善を行っている。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	「保育課程」を基に指導計画を作成し、乳児のために特に日常の状態の観察を行うなど保健的な配慮をしている。月齢の低い乳児には担任とフリーの保育士を配置し、連絡ノートや口頭で家庭との連絡を密にしている。個別指導計画を作成し、一人ひとりの生活リズムや発達に合わせた援助をしている。栄養士と離乳食会議を行い、保護者に離乳食進行表で伝えている。SIDSに関する必要な知識は全職員に周知され、睡眠など個々の状態を考慮し、睡眠時は呼吸や健康状態を定期的に確認している。
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	「保育課程」を基に指導計画・個別指導計画を作成し、基本的な生活習慣の形成と自我の育ちを見守り、自発的な活動を促していく対応を心がけている。0~2歳児について保育環境を写真に写して「保育の可視化」を行い、適切な保育環境を整備している。保育士との関わりの中で、安心して過ごしながら探索活動が十分行われ、好きな遊びや全身を使うような様々な遊びを取り入れる工夫や配慮をしている。

<p>A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>「保育課程」を基に指導計画を作成し、子どもの発達、興味、関心に合わせ、自由に選択出来る遊びの時間や空間が確保されている。子どもが自由に素材や玩具などを自分で取り出し遊べるように工夫され、自発的活動や、友だちと協同して活動ができるような働きかけをし、適切に関わっている。行事やグループ遊び、自由遊び、3・4・5歳児のリズム運動などは異年齢の子どもたちの縦割り保育や年齢別保育を柔軟に行っている。</p>
<p>A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>年長児は就学に向けて指導計画に基づき保育を行っている。成長過程など保護者との連携を密にし個別に対応している。地域の小学校・保育園・幼稚園と連携推進協議会を通して交流している。保育所児童保育要録を作成し、入学予定の小学校に直接持参して懇談を行っている。隣接する小学校の学習発表会や運動会、総合学習などの学校行事に参加して小学生と楽しい時間を過ごせる機会を作っている。</p>
<p>1-(2) 環境を通して行う保育</p>		
<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境を整備している。</p>	<p>a</p>	<p>採光や換気、保湿、保温などは日々点検し、環境保健に配慮している。1階の0～2歳の保育室は床暖房になっている。寝具類は年1回クリーニングを業者に委託し、洗濯物は毎週持ち帰っている。安全面ではマニュアルに沿って定期的に点検、記録している。年齢別の各保育室は子どもたちが安心した環境の中で、自由に遊びに取り組めるように配慮している。</p>
<p>A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>一人ひとりの子どもの生活実態や生活リズム、成長の様子を把握し、対応している。生活リズムを見直し、日中の様々な遊びの充実を含めバランスのとれた身体づくりを行っている。子どもの身体づくりの一つとしてはだし保育を行い、リズム運動や水・砂・泥遊び、散歩、雪遊びなど自然の中での身体的な活動を取り入れている。</p>
<p>A-1-(2)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもたちが友だちと協同して活動できるような働きかけをし、コーナー保育を中心として子どもの発達、興味、関心に合わせ、自由に選択出来る遊びの時間や空間が確保されている。園庭では砂場コーナー、広いグラウンド、色々な種類の野菜を作る畑、室内ではままごとコーナー、絵本コーナー、くつろげるごっこコーナーなど遊びを楽しむことができるように環境を工夫している。</p>
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>植物園、永山公園、動物園、豊平川河川敷での遊びなど園外保育に積極的に取り組み、社会資源と関わる機会を作っている。豊平川河川敷では四季を通して自然探索を行っている。公共機関の乗り物に乗り、社会的ルールを学んでいる。和太鼓コンサートや焼き芋、お餅つき会などで地域の高齢者の方々や小規模保育所・子育てサロンの母親と子どもたちとふれあいがら、伝統行事の伝承にも取り組んでいる。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>絵本コーナーで自由に好きな絵本を見ることが出来る。また、絵本や紙芝居の読み聞かせを行っている。父母の会の「ひまわり文庫」では保護者と協力し合い、絵本を通して親子でコミュニケーションを深める環境を提供している。劇遊びやごっこ遊び、わらべ歌などを生活発表会で披露するなど、日頃から言語や表現活動が自由に体験できるような環境を整備している。</p>

1-（3） 職員の資質向上		
A-1-（3）-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a	人事考課として年2回保育士の業務目標と課題を設定してその取り組み状況を評価し、期末に所長と面談し保育の質の向上と改善を図っている。保育セミナーなど園内・法人研修会で学んでいる。自己点検や自己評価をもとに運営会議や、クラス会議などで互いに学びあい、保育の質の改善に向けて検討し、共通理解を図っている。

A-2 子どもの生活と発達

2-（1） 生活と発達の連続性		
A-2-（1）-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a	入園時、児童票と面接で子どもの育ち、家庭環境について情報を得ている。入園後も、子ども一人ひとりの家庭環境や生活リズムを把握し、日常的に保護者との情報交換を行い子どもへの理解を深めている。毎月の運営会議で職員間の共通認識のもと、子ども一人ひとりに合わせた援助や要求に対して、その都度気持ちを受けとめて対応している。年2回全園児一人ひとりの「子ども発達記録」をつけている。
A-2-（1）-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	今年度は特別支援保育の児童は在籍していない。発達に心配のある児童については、会議でケース紹介、保育内容、配慮すべき点など報告し、全職員で検討し共有化している。各ケースについて保健所・児童相談所・児童発達支援・放課後等デイサービスなど関係機関との相談連絡を密にし、発達支援を行っている。また保護者には日々のやりとりや連絡ノートで子どもの状況を共有し、細やかな親支援を行っている。
A-2-（1）-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	延長保育は、日々10名ほどの園児が利用している。乳児保育室や玄関横の2歳児保育室で家庭的雰囲気の中で、遊具やじゅうたんを敷きのんびりとリラックスして遊べるように配慮している。その日の出来事は伝言表に記載し、延長保育の保育士が保護者に口頭で伝えている。
2-（2） 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-（2）-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a	「健康管理マニュアル」や保健計画を作成している。朝の視診、連絡ノートにより家庭から引き継ぎ、早番職員と担当で連絡しあいながら経過を見守っている。子どもの伝染病のお知らせなどは、保護者との情報交換で一人ひとりの状況を常に把握している。特に対応に配慮が必要な場合は、職員間での情報を共有し降園時に細かく保護者に伝えている。体調のすぐれない子どもには保護者と確認し静養する場所が用意されている。
A-2-（2）-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a	年中・年長児は子どもたち自身で配膳や後片付けなどを協力して行っている。食育計画を作成し、食育の観点からも、野菜の栽培や収穫した野菜を調理し保育に取り入れながら食べる楽しさを知らせている。栄養士や保育士が三色栄養や食事のマナーなどを指導し、食べ物に関心をもち「食を営む力」を育てている。

<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a</p>	<p>札幌市給食統一献立表により、調理している。栄養士・調理員が子どもの食事の盛り付けを見守りながら様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。保育士と調理員との連携が十分取られ、給食会議や日々の中で、子どもの喫食状況に合わせた献立や調理を工夫する意見交換をしている。食文化の伝承として、随時旬の食材を活かし、行事食を取り入れている。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>a</p>	<p>年間計画に基づき健康診断を実施している。健診結果は個人別の健康カードに記録、職員間で情報を共有し保護者に個別に報告している。健診後は嘱託医とカンファレンスを行い、個々の子どもの発育・健康状態について話し合い、肥満予防のため肥満度を測定するなど日々の健康管理に有効に活用している。歯科健診の結果を参考に、噛む力を育てるため、おやつに野菜スティックを提供している。</p>
<p>2-(3) 健康及び安全の実施体制</p>		
<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギー疾患や慢性疾患に関して、医師による意見書を提出し専門医の指示を受け、個別に対応している。食事の提供では保護者から十分な聞き取りを行い、代替食を提供し、誤食がないように配膳時には個別のトレイで確認している。アレルギー疾患等についての知識や誤食、アナフィラキシー（全身性アレルギー症状）への対応について栄養士、担任、全職員で対応策を話し合い、共通理解を図っている。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>「大量調理マニュアル」を整備し、調理場、水回りなどは毎年・毎月・毎日ごとの衛生管理チェックリストにより衛生管理が継続的に行われている。食中毒発生時対応マニュアルを整備し、職員研修を実施している。トイレや水回りは清掃一覧チェックリストを掲示して定期的に点検を実施している。</p>

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
<p>3-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。</p>	<p>a</p>	<p>食育計画を作成している。献立表や好評なレシピを配布している。その日の献立のサンプルと1ヶ月分の献立を写真で提示している。給食便りで伝統的な季節の行事食や保育参加では親子クッキングを行い、発育期にある子どもの食事の重要性を伝えている。</p>
<p>A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>0~2歳児には連絡帳があり、3歳児以上はクラスの日々の出来事を各保育室のお知らせボードに掲示するとともに、送迎時に日常的な情報交換を行い、保護者との信頼関係を築いている。家庭への育児支援として「お話の会・親子わらべうた・親子クッキング」などを実施し、保護者支援を行っている。</p>

<p>A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。</p>	<p>a</p>	<p>年度初めに父母の会総会での保育内容説明会を開催している。また、子育てQQサロンを設けて保護者へ子どもの発達や育児、保育の意図やお知らせを伝えるとともに、保護者からは意見や要望を聞き、相互理解のための話し合いの場になっている。毎年クラス懇談会、保育参加日を実施し、親子で給食を食べたり遊びに参加したりして、子どもの発達や姿を共有できる機会を設けている。</p>
<p>A-2-(1)-④虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>虐待防止マニュアル、虐待対応マニュアルを整備し、研修会に参加している。日頃から子どもや家庭の不適切な養育状況を把握し園全体で情報を共有して、虐待が疑われるケースには、未然の防止や早期発見に努めている。情報が速やかに施設長に届く体制と行政や関係機関との連携体制を整えている。虐待が疑われるケースは他の機関と情報交換やカンファレンスを行い対応している。</p>